

あおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」広告掲載仕様書

1 掲載可能な広告の範囲

掲載できる広告の内容及び広告を掲載できる業種又は事業者等については、青森県広告掲載要綱（平成18年6月5日付青経理第1068号副知事依命通達）第3条第1項及び第2項並びに青森県広告掲載基準（平成18年6月5日付け青経理第1069号出納局事務局長通知）の規定によるものとする。

2 広告媒体

- (1) 名称 あおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」
- (2) アクセス数 約15万ページビュー/月

3 広告の規格等

- (1) 位置 「青森のうまいものたち」トップページ (<https://www.umai-aomori.jp>)
- (2) 枠数 最大4枠
- (3) 種類 バナー広告

(4) 規格

- ア 大きさ 縦57ピクセル 横200ピクセル
- イ 形式 GIF、JPEG
- ウ データ容量 100KB以下
- エ 画像のALT属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き、全角30文字以内（半角60文字以内）

(5) 禁止表現

- ア 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えるおそれがあるもの
(例)「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- イ 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
(例) 高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等
- ウ 実際には機能しないもの
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- エ 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
(例)「職員採用情報」等、県庁ホームページのコンテンツの一部であるかのような表現
- オ その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(6) 同一の広告掲載事業者による重複掲載

同一の広告掲載事業者（以下「広告主」という。）による広告を同一月の複数箇所に掲載することはできない。ただし、同一の広告主による広告を複数月連続して掲載することは妨げない。

4 掲載期間

(1) 広告掲載期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日まで

広告を掲載する期間は、原則として1ヶ月単位とする。なお、広告の掲載期間終了後、更新することを妨げないものとする。

(2) 広告の掲載を開始する日

広告の掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

(3) 広告の掲載を終了する日

広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

(4) 広告掲載開始日又は広告掲載終了日の例外措置

広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次の各号に掲げる日のいずれかにあたる場合の扱いは、県が別に定めることとする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

5 広告図案の提出等

広告主は、広告管理業者に対し次の期日までに図案等を提出するものとする。

(1) 広告主及び広告図案の提出 広告掲載開始日の30日前まで

(2) データの提出 広告掲載開始日の7日前まで

6 広告料納入方法等

広告料は、1枠1月あたり22,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税は2,000円)とし、広告主は、指定された期日までに広告管理業者に納入するものとする。